

道央廃棄物処理組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧の手続等に関する条例

(平成 29 年 11 月 6 日条例第 1 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第 9 条の 3 第 2 項（同条第 9 項において準用する場合を含む。第 3 条第 1 項において同じ。）の規定に基づき、同条第 1 項に規定する一般廃棄物処理施設の設置に係る届出及び同条第 8 項に規定する一般廃棄物処理施設の変更に係る届出に際し、管理者が実施した周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（第 3 条第 1 項第 4 号において「生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類（以下「調査書」という。）の縦覧の手続及び生活環境の保全上の見地からの意見書（以下「意見書」という。）の提出方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象施設)

第 2 条 調査書の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第 300号）第 5 条第 1 項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設とする。

(縦覧)

第 3 条 管理者は、法第 9 条の 3 第 2 項の規定により調査書を公衆の縦覧に供しようとするときは、次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 縦覧の場所
- (2) 縦覧の期間
- (3) 法第 8 条第 2 項第 2 号から第 5 号までに掲げる事項

(4) 実施した生活環境影響調査の項目

(5) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事項

2 前項第2号に掲げる縦覧の期間は、告示の日から1月間とする。

(意見書の提出)

第4条 第2条の焼却施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、前条第2項に規定する縦覧の期間が満了する日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、管理者に意見書を提出することができる。

2 前項の意見書の提出先及び提出期限は、前条第1項の規定による告示の際、併せて告示するものとする。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。